

伊万里有田共立病院夜間看護補助者派遣業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

伊万里有田共立病院における夜間看護補助者派遣業務(以下「本業務」とする。)について、職員の業務効率を改善し、看護体制の強化を図る上で最も適切な事業者を選定するため、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を実施することとする。本要領は、事業者の選定手続等に必要な事項を定める。

2 業務内容

別紙「伊万里有田共立病院夜間看護補助者派遣業務仕様書」のとおり

3 契約内容

(1) 契約形態 派遣業務委託契約

(2) 契約期間 令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

(3) 見積提案上限額

月額2,600,000円(消費税及び地方消費税込み)とする。

※ 本金額は、プロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではない。

4 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(2) 参加申込書の提出締切日において、伊万里市又は有田町で指名停止を受けている者でないこと。

(3) 参加申込書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。

(4) 会社更生法(14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること(提案者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)

ア 自己又は自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第4号及び有田町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団等である。

イ 役員等(提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。)が暴力団に

よる不当な行為の防止等に関する法律（3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ 再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。

(6) 病床数が200床以上の九州内の夜間急性期看護補助体制加算の施設基準を取得している病院において、過去3年以内に本業務と同様の業務について、1年以上の契約・業務実績を3件以上有する者であること。ただし、夜間急性期看護補助体制加算の施設基準を満たすことができないなどの理由により、同様の業務の受託を辞退した実績のある事業者を除く。

(7) 一般労働者派遣事業の許可を受けた九州内の事業所があること。

(8) 医療関連サービスマーク制度の認定を受けていること。

(9) プライバシーマークの付与、又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の適合性認証を受けていること。

5 スケジュール

年月日	内容
令和8年 4月3日（金）	実施要領等の配布、公募
令和8年 4月10日（金）	質問書提出期限
令和8年 4月14日（火）	質問書に対する回答期限
令和8年 4月17日（金）	参加申込書の提出期限
令和8年 4月21日（火）	参加資格確認の結果通知
令和8年 4月28日（火）	企画提案書の提出期限
令和8年 5月上旬	プレゼンテーションの実施
令和8年 5月中旬	審査結果の通知

6 質疑・回答について

(1) 受付期限 令和8年4月10日（金）17時

(2) 受付方法

ア 指定様式（様式第2号）による紙媒体で持参

イ 電子メール（記載内容が同様であれば指定様式でなくても可）

※イについては、受取に関するトラブルを回避するため、送付後に電話にて到着の確認

を行うこと。時間差が生じるため郵送は不可とする。

(3) 受付場所：伊万里有田共立病院 事務局 TEL : 0955-46-2121 (代表)
E-mail : kyouritsu@imari-arita-hp.or.jp

※本プロポーザルに関する質問は、参加申込書及び提案書等の作成に係る質問に限るものと
し、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(4) 回答方法：質疑に対する回答については、取りまとめた上で、令和8年4月14日(火)
15時より、伊万里有田共立病院のホームページ上で発表する。

7 手続き等

(1) 交付方法及び交付期間

ア 交付方法 応募者は、実施要領等を伊万里有田共立病院ホームページからダウンロードすること。

イ 交付期間 令和8年4月3日(金)から令和8年4月17日(金)

(2) 参加申込書等の提出

ア 提出期限 令和8年4月17日(金)

イ 提出場所及び提出方法 伊万里有田共立病院 事務局 持参又は郵送

ウ 提出書類

㊦ 参加申込書(様式第1号)

㊧ 会社概要書

- ・登記事項証明書
- ・直前の期末における決算報告書
- ・その他会社の概要が記載された書類

㊨ 実績報告書(任意様式)

夜間看護補助者派遣業務に関して、過去3年以内に契約した病院名、各病院の病床数、
契約期間等を3件以上記載すること。

㊩ 一般労働者派遣事業許可証の写し

㊪ 医療関連サービスマーク制度の認定証の写し

㊫ 国税の納税証明書(写しでも可)

㊬ 地方税の納税証明書(写しでも可) *伊万里市又は有田町に事業所がある場合のみ

㊭ プライバシーマーク又はISMSの証明書の写し

※ 持参の場合の受付は、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とする。

(3) 参加者の決定

参加申込を行った者のうち、「4 参加要件」に定める資格について審査し、令和8年
4月21日(火)までに結果を電子メールで通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年4月28日(火)

イ 提出場所及び提出方法 伊万里有田共立病院 事務局 持参又は郵送

ウ 提出書類

㊦ 企画提案書（任意様式）

提案書の用紙サイズは、原則としてA4判（必要に応じてA3判の折込みも可）とする。また、20ページ以内（表紙は枚数に含めない。）とし、以下の内容を網羅していること。

- ・会社概要（他院での派遣業務受託、完了実績についても記載すること。）
- ・本業務における業務方針及び業務体制
人材確保対策（経験者・有資格者、雇用形態、欠員発生時（長期休暇が必要となった場合等）の対応方法）
派遣労働者の採用基準、採用方法
スタッフ管理の責任体制（勤務状況の把握方法、派遣労働者に対するクレーム、病院職員として不適合な場合の対応）
緊急・災害時対応（適切な連絡体制）
- ・個人情報保護及び情報セキュリティの考え方、取組、体制
- ・仕様に含まれない、本事業における有用な提案事項（自由提案）

㊧ 見積書（任意様式）

- ・見積書は、別紙様式の内容のとおり1月あたりの金額で作成すること。1年目と2年目で時間単価が異なる場合はそれぞれ作成すること。参考までに派遣労働者1名あたりの通常時間単価、夜間・休日勤務の割増時間単価を備考欄に記載すること。
- ・時間単価は、賃金、各種手当のほか福利厚生費、間接経費等を含めること。
- ・通勤手当相当額については、時間単価に含めなくてよいが、上限額を記載すること。

エ 提出部数 正本1部 副本6部

※ 持参の場合の受付は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。

(5) 辞退

参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、参加辞退届（様式第3号）を提出すること。

(6) プレゼンテーションの実施

ア 日時、場所、所要時間等については、提案書を提出した者に対して別途連絡する。なお、プレゼンテーション用のスクリーン及びプロジェクター（ケーブルについては HDMI TypeA 接続）は当院で準備を行う。その他の機器（パソコン等）については提案者が準備すること。

イ 出席者は、3名以内とする。

ウ 参加事業者が多数の場合は書面審査によりプレゼンテーションの参加業者を選定する場合がある

(7) 提案内容の審査

提案内容の審査については、審査委員が評価基準項目ごとに評価し、配点に応じて得られた点数を合計し、最高点を得た提案者を受託業者として選定する。なお、最高点を取得した提案者が複数ある場合は、見積金額が最も低い提案者を受注業者とする。評点項

目及び配点については、別に定めるものとする。

(8) 審査結果の通知

プレゼンテーションの実施後3日以内に審査結果を電子メールで通知する。

8 選定後の手続き

- (1) 当院と受注業者は、提案内容等について協議したのち、提案・協議内容を加えた仕様書を作成することとする。
- (2) 前号の協議が整わなかった場合には、順次、得点の合計が高い提案をした者と、前号と同様の協議等を行うものとする。

9 失格事項

提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示された、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等との条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10 その他

- (1) 参加者が1者であっても評価を行う。ただし、受注業者として適当でないと認められる場合は、受注業者を選定しないことがある。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提案書受理後の変更又は、取消しをすることはできない。
- (5) 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求められることがある。
- (6) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (7) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。